

(別紙 1)

認証かごしま材の認証対象品目

針葉樹構造用製材：甲種構造材

針葉樹構造用製材：乙種構造材

構造用集成材

針葉樹造作材：壁板類

針葉樹下地材

フローリング：単層フローリング

(別紙 2)

認 証 か ご し ま 材 の 基 準

認証かごしま材とは

県内で育成，加工された丸太，製材品の中から，用途ごとに品質，寸法，乾燥等が日本農林規格（JAS）を満足した材を「認証かごしま材」という。

1 乾燥について

(1) 構造材

基本的には日本農林規格に準じるが，仕上げ材については乙種構造材（柱等），甲種構造材（梁，桁等）とも含水率20%以下とし，未仕上げ材については乙種構造材を20%以下，甲種構造材は25%以下とする。

区 分		含 水 率
仕上げ材	SD15	15%
	SD20	20%
未仕上げ材	D15	15%
	D20	20%
	D25	25%

(注) 仕上げ材（SD）：乾燥処理を施した後，材面調整を行い寸法仕上げをしたものをいう。以下同じ。

未仕上げ材（D）：乾燥処理を施した後，寸法仕上げをしていないものをいう。以下同じ。

(2) 造作材（壁板類）

日本農林規格に準ずることとし，下表に示す数値以下とする。

区 分		含 水 率
仕上げ材	SD15	15%
	SD20	20%

(3) 下地材

日本農林規格に準ずることとし，下表に示す数値以下とする。

区 分		含 水 率
仕上げ材	SD15	15%
	SD20	20%
未仕上げ材	D15	15%
	D20	20%

(4) フローリング（単層フローリング）

下表に示す数値とする。

材 料	含 水 率	許容範囲
針葉樹及び広葉樹	11%	±3%

2 寸法について

(1) 構造材 (単位：mm)

区分	短辺及び長辺	許容範囲	
仕上げ材 (SD)	75未満	+1.0	-0
	75以上	+1.5	-0
未仕上げ材 (D)	75未満	+1.0	-0
	75以上	+1.5	-0
材	長	+制限なし	-0

(2) 造作材(壁板類) (単位：mm)

区分	厚さ及び幅	許容範囲	
仕上げ材 (SD)	75未満	+1.0	-0
	75以上	+1.5	-0
材	長	+制限なし	-0

(3) 下地材 (単位：mm)

区分	短辺及び長辺	許容範囲	
仕上げ材 (SD)	75未満	+1.0	-0.5
	75以上	+1.5	-0.5
未仕上げ材 (D)	75未満	+2.0	-0
	75以上	+3.0	-0
材	長	+制限なし	-0

(4) フローリング(単層フローリング)

ア 表示された寸法と測定した寸法の差が、次の表の数値以下であること。

(単位：mm)

品目	フローリングボード	
厚さ	± 0.3	
幅	± 0.5	
長さ	+制限なし	-0

イ 厚さが、次の表の数値以上であること。(単位：mm)

区分	フローリングボード	
	直張の用に供するもの	根太張の用に供するもの
厚さ	6	12

3 材面品質について

(1) 甲種構造材

区分	認証かごしま材	
	JAS1級	JAS2級
節(材面における欠け、きず及び穴を含む。以下同じ)	径比が20%以下であること。 集中節の径比にあたっては、上記基準の1.5倍以下とする。	径比が40%以下であること。
丸身(りょう線上に在する欠け及びきずを含む。以下同じ)	10%以下であること。	20%以下であること。

貫通割れ	木口	長辺寸法以下であること。	長辺の寸法の1.5倍以下であること。
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。
目まわり		短辺寸法の1/2以下であること。	同左。
繊維走行の傾斜比		1:12以下であること	1:8以下であること
平均年輪幅		6mm以下であること	8mm以下であること
腐朽		ないこと。	軽微なこと。
曲り		極めて軽微なこと。	軽微なこと。
狂い及びその他の欠点		極めて軽微なこと。	顕著でないこと。

(2) 甲種構造材

区 分			認 証 か ご し ま 材	
			J A S 1 級	J A S 2 級
節 (集中節を除く)	狭い材面		径比が20%以下であること。	径比が40%以下であること。
	広い材面	材縁部	径比が15%以下であること。	径比が25%以下であること。
		中央部	径比が30%以下であること。	径比が40%以下であること。
集中節	狭い材面		径比が30%以下であること。	径比が60%以下であること。
	広い材面	材縁部	径比が20%以下であること。	径比が40%以下であること。
		中央部	径比が45%以下であること。	径比が60%以下であること。
丸身			10%以下であること。	20%以下であること。
貫通割れ	木口	長辺寸法以下であること。	長辺の寸法の1.5倍以下であること。	
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。	
目まわり			短辺寸法の1/2以下であること。	同左。
繊維走行の傾斜比			1:12以下であること	1:8以下であること
平均年輪幅			6mm以下であること	8mm以下であること
腐朽			ないこと。	軽微なこと。 (土台にあってはならないこと。)
曲り			0.2%以下であること。	0.5%以下であること。
狂い及びその他の欠点			極めて軽微なこと。	顕著でないこと。

(3) 乙種構造材

区 分		認 証 か ご し ま 材	
		J A S 1 級	J A S 2 級
節（集中節を除く）		径比が30%以下であること。	径比が40%以下であること。
集 中 節		径比が45%以下であること。	径比が60%以下であること。
丸 身		10%以下であること。	20%以下であること。
貫 通 割 れ	木 口	長辺寸法以下であること。	長辺の寸法の1.5倍以下であること。
	材 面	ないこと。	材長の1/6以下であること。
目 ま わ り		短辺寸法の1/2以下であること。	同左。
繊維走行の傾斜比		1:12以下であること	1:8以下であること
平均年輪幅		6mm以下であること	8mm以下であること
腐 朽		ないこと。	軽微なこと。
曲 り		0.2%以下であること。	0.5%以下であること。
狂い及びその他の欠点		極めて軽微なこと。	顕著でないこと。

(4) 造作材（壁板類）

区 分		認 証 か ご し ま 材	
		無 節	小 節
節		ないこと。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左
腐朽，虫穴，穴，欠け，きず，入り皮及びやにつば		ないこと。	軽微であること。
髓 心		ないこと。	同左
貫通割れ		ないこと。	軽微であること。
曲 り		0.5%以下であること。	1.0%以下であること。
そり又はねじれ		軽微であること。	顕著でないこと。
あて及びその他の欠点		極めて軽微であること。	顕著でないこと。

(注) この基準の判定は，良面について行う。

(5) 下地材

区 分		認 証 か ご し ま 材	
		1 級	2 級
節（材面における欠け，きず及び穴を含む。）		径比が30%以下であること。	径比が60%以下であること。
丸身（りょう線上に存する欠け，きず及び穴を含む。）		30%以下であること。	50%以下であること。

貫通割れ	木口	木口の長辺の1.5倍以下であること。	木口の長辺の2.0倍以下であること。
	材面	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。
曲り	木口の長辺が75mm以下，又は木口の短辺が30mm以下のもの	1.0%以下であること。	1.5%以下であること。
	上記以外の寸法のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ		軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽，変色，入り皮，やにつぼ，かび，あて，その他の欠点		軽微であること。	顕著でないこと。

（注）この基準の判定は，不良面（欠点の程度の大きい材面をいう。）について行う。

（6）フローリング（単層フローリング）

ア 表面の品質

区 分	認 証 か ご し ま 材
	フローリングボード
節	<p>1 広葉樹を材料としたものにあつては，長径が14mm（他の材面に貫通した抜け節，腐れ節，又は抜けやすい節にあつては5mm，その他の抜け節，腐れ節又は抜けやすい節にあつては7mm）以下であり，材長0.5m又は0.5m未満の端数につき，2個以下であること。ただし，長径が3mm以下の生き節の数は算入しない。</p> <p>2 針葉樹を材料としたもので根太張用と表示しようとするものにあつては，長径が40mm（抜けるおそれのない死節にあつては20mm抜け節，腐れ節又は抜けやすい節であつて透き間がなく，脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては25mm）以下であり，材長2m又は2m未満の端数につき6個以下であること。ただし，長径が3mm以下の生き節の数は算入しない。</p> <p>3 針葉樹を材料としたもので直張用と表示しようとするものにあつては，長径が40mm（抜け節，腐れ節又は抜けやすい節であつて透き間がなく，脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては30mm）以下であること。</p>
入り皮，やにつぼ及びやにすじ	入り皮，やにつぼ及びやにすじの幅が，3mmを超えるものにあつては，長さ30mm以下，3mm以下のものにあつては長さ60mm以下であること。
腐れ及びぜい心	ないこと。
変色	樹種固有の色沢に大きな変化がなく，みにくくない程度のもの又は色沢の変化が局部的で，美観を損なわない程度のものであること。
丸身	ないこと。
割れ	1 表面に塗装仕上げを施していないものの干割れ（サンダー等で容易に除去できる程度の割れをいう。以下同じ。）にあつては，目立たないものであること。

	2 その他のものにあっては、ないこと。
虫 穴	長径が2mm以下であり、材長0.5m又は0.5m未満の端数につき1個以下であること。
木目の不整	なわ目、目切れ及び繊維の交錯の程度が軽いこと。
逆目ぼれ	1 表面に塗装仕上げを施したものにあっては、ないこと。 2 その他のものにあっては、ほれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。
削り残し	ないこと。
加工仕上げ及び塗装仕上げ	1 表面に塗装仕上げを施したものにあっては、平滑、かつ、均一に仕上げられた状態であること。 2 その他のものにあっては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれ跡等が目立たないこと。
縦継ぎ部の透き間及び数 (縦継ぎしたものに限る。)	透き間が0.3mm以下であり、材長0.5m又は0.5m未満の端数につき1個以下であること。
その他の欠点	軽微であること。

(注) 品質に影響しない意匠等を目的とした製品(浮造り等)については、この限りでない。

イ 裏面の品質

区 分	認 証 か ご し ま 材
節	利用上支障のないこと。
きず及び穴	利用上支障のないこと。
入り皮、やにつぼ及びやにすじ	利用上支障のないこと。
腐れ及びぜい心	軽微であること。
丸 身	軽微であること。
割 れ	顕著でないこと。
樹 脂	利用上支障のないこと。
加工仕上げ	利用上支障のないこと。
その他の欠点	利用上支障のないこと。

4 ホルムアルデヒド放散量

(1) 造作材(壁板類)及びフローリング(単層フローリング)

ホルムアルデヒド放散量試験の結果、性能区分に応じた放散量の平均値が0.3mg/L以下、及び最大値が0.4mg/L以下であること。ただし、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、この限りでない。